最終更新日：2019年7月5日
株式会社ベルテクスコーポレーション
代表取締役社長 土屋　明秀
問合せ先：総合企画本部　岩上　恭也　TLE03-3556-2801
証券コード：5290
http://www.vertex-grp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、高品質で安価な価値ある製品を供給していくことを通じ、生活環境の向上と安定に貢献するとともに、企業として持続的な成長と発展を目指すものであります。そのため、的確かつ迅速な意思決定と業務執行を行い、株主を重視した透明性の高い健全な経営を行うことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4 株主総会における権利行使】
当社は、現在議決権の電子的行使を可能とする環境整備及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は海外投資家の比率なども踏まえ、必要に応じて、議決権行使の電子化や東証プラットフォームへの参加、招集通知の英訳の実施について検討してまいります。

【原則 3-1　情報開示の充実】
(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役の報酬については、代表取締役の合議により決定した報酬案を取締役会に上程するものといたします。
(iv)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
代表取締役の合議で取締役候補者を取締役会に推薦するについては、社外取締役との協議を経て決定するものといたします。
また、監査役候補者については、候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の要否等について、監査役会との間で予め協議の機会をもつことといたします。

【補充原則 4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
機能的で効率的な議論ができるよう、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続きと併せて開示できるよう今後検討してまいります。

【補充原則 4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後検討してまいります。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
社外取締役・社外監査役に関しては、その機能を十分に果たすことを可能とするため、また当社への理解を深めることを目的として、当社の事業活動に関する説明や、事業所への視察等を適宜実施してまいります。
また、新任取締役・新任監査役については、社外の講習会・交流会等へ参加する機会を設けており、取締役・監査役として必要な知識の習得及びその役割と責務の理解促進に努めてまいります。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社におけるIRは総合企画本部を担当部署としておりますが、決算情報の開示などでは経理部門とも連携し、適宜対応しております。
また、株主や投資家・アナリストなどから寄せられた意見等を社内で共有し、開示を通じて当社グループの事業環境に関する理解を深めていただくよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】
当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する場合のみ保有していく方針です。
また、個々の政策保有株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会で継続的に検証して、その結果に基づき保有の適否を検討してまいります。
なお、政策保有株式の議決権行使については、当該企業の価値向上につながるか、当社グループの企業価値を毀損させる可能性が無いかを総合的に判断し、対応しております。

【補充原則1-4-1、1-4-2 政策保有株式】
当社は、当社の株式を保有している会社から売却等の意向が示された場合は、その売却等を妨げません。
また、政策保有株主間との取引で経済合理性を十分検証しない取引は行いません。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】
取締役、監査役など関連当事者との取引については原則禁止とし、また主要株主等との定型的でない取引については、取締役会の承認を要することとし、その後の当該取引の状況も取締役会に報告することを規定しております。

【原則 2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　　アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の配置や外部専門家の活用を図ってまいります。

【原則 3-1 情報開示の充実】
(i)経営理念等や経営戦略、経営計画
　　ホームページを通じて、当社の経営理念や経営計画等を開示してまいります。
(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社ＨＰで開示してまいります。
(v)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
　　取締役・監査役の選解任につきましては、株主総会招集ご通知参考書類において、取締役会が決定した新任取締役、退任取締役および監査役会の同意を得た監査役候補者個々の略歴、選解任理由等を掲載してまいります

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】
　　当社取締役会は、法令に規定される事項および取締役会規程に定められた事項を決議し、その他の業務執行については、事業会社における会議等を通じて協議・決定していくとともに、取締役会で委嘱された各業務執行取締役の権限により業務が遂行されています。

【原則 4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　　当社は、独立社外取締役を複数名選任しており、取締役会において独立した立場からの意見を踏まえた議論が可能になっております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
　　東京証券取引所が定める基準等をもとに、当社としての独立性判断基準を策定してまいります。

【補充原則 4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　　取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考資料や事業報告書等の開示書類において毎年開示してまいります

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベルテクスコーポレーション	2,470,702	21.14
太平洋セメント株式会社	812,586	6.95
株式会社アップヒルズ	362,500	3.10
株式会社岩崎清七商店	235,735	2.01
株式会社りそな銀行	232,207	1.98
石橋　拓朗	185,000	1.58
デンカ株式会社	163,024	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	159,640	1.36
明治安田生命保険相互会社	157,502	1.34
岩崎　清一	155,529	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年3月31日現在の状況となります

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当該事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高山　丈二	その他											
小池　邦吉	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山　丈二	○	―――	主に行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を備えておられることから、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に適任であると考えております。また、当社業務と利益相反関係に該当する事項がないことから、独立役員に指定しております。
小池　邦吉	○	―――	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する社外取締役に適任であると考えております。また当社と法律顧問報酬以外の特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人が行う監査時に可能な限り同席し、意見の交換を行い会計監査人監査と監査役監査を互いに補完できる体制を保持し、連携を深めています。
また、内部監査部門との連携は、業務監査結果をベースに内部監査部門との協議・連絡を不定期に行っております。夫々の機能が補完できるよう連携強化を図っていきます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
曽小川　久貴	他の会社の出身者													
藤井　宏澄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
曽小川　久貴	○	―――	公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験を通じて、下水道分野に精通しており、また、幅広い知識と高い見識を備えていることから、社外監査役に適任であると判断していることに加え、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております

藤井　宏澄	○	―――	公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、社外監査役に適任であると判断していることに加え、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2019年8月より、取締役（社外取締役を除く）が、中長期的な視点で株価変動によるメリットおよびリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを発行することを決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

2019年度第1回株式報酬型新株予約権
付与対象者：取締役（社外取締役を除く）9名
付与数：取締役（社外取締役を除く）9名に対し47,920個

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

今後、検討してまいります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制として、内部監査室が内部監査状況等の報告を行ってまいります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．当社は、監査役制度を採用し、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を軸とした経営監視の体制を構築しております。
2．取締役会は、2名の社外取締役を含む11名で構成しております。原則として、毎月1回程度取締役会を開催し、経営全般の基本方針及び重要事項等に関する業務遂行の決議を行うとともに、業績の進捗についても議論し、対策等を検討しております。
3．監査役会は、2名の社外監査役を含む4名で構成しております。監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、重要な決済書類の閲覧、業務及び財産の状況調査等を通して、取締役の職務遂行を監査しております。
4．会計監査は、監査法人大手門会計事務所の監査を受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、社外取締役2名を含む11名からなる取締役会が、経営の重要な意思決定及び、業務執行の監督を行い社外監査役2名を含む4名から構成される監査役会が実効性のある監査を行っています。

また、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、ガバナンスの強化を図ることを目的として、現状の体制を構築しております

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が議案の内容を十分に検討できる期間が確保できるよう、召集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご来場いただけるよう、集中日を回避することを重視し、日程設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題としております。
招集通知（要約）の英文での提供	現時点では英文での提供は考えておりませんが、今後、海外投資家の構成比率の推移に留意しつつ、必要に応じて検討を致します。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算短信及びその他適時開示資料などのIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務執行の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及びグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
(2)内部監査室の監査及び社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの順守状況の把握に努めると共に、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告され、適切な対応が執られる体制とします。
(3)担当取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備等を行います。
(4)反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役及び監査役において常に閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、各部門にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。
(2)総合企画本部は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案及びリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）の策定・定着化・適時の見直しを統括します。
(3)内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改訂を行います。
(4)不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社及びグループ各社は原則として、毎月１回程度取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。
(2)取締役会において取締役の業務分掌を定め代表取締役及び各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及びグループ各社のリスク情報の有無を監査していくとともに、当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。 また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとします。
(2)取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとします。
(3)その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認または報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役から求めがあった場合には、監査役の職務を補助すべき部署として監査役会事務局を設置し、使用人を配置するものとしております。
(2) 監査役会事務局の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定いたします。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
(1)当社及びグループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
(2)監査役は、必要に応じ、取締役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとします。
(3)監査役に対し報告等を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告やその他会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1．基本方針
当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固として拒絶することを基本方針とします。

2．整備状況
反社会的勢力による不当要求への対応を統括する部署を設置･明確化し、平素から反社会的勢力に関する情報収集･管理を行います。
また、不当要求防止責任者を選任し、警察等外部専門機関、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築するとともに、緊急時の指導、相談、援助体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

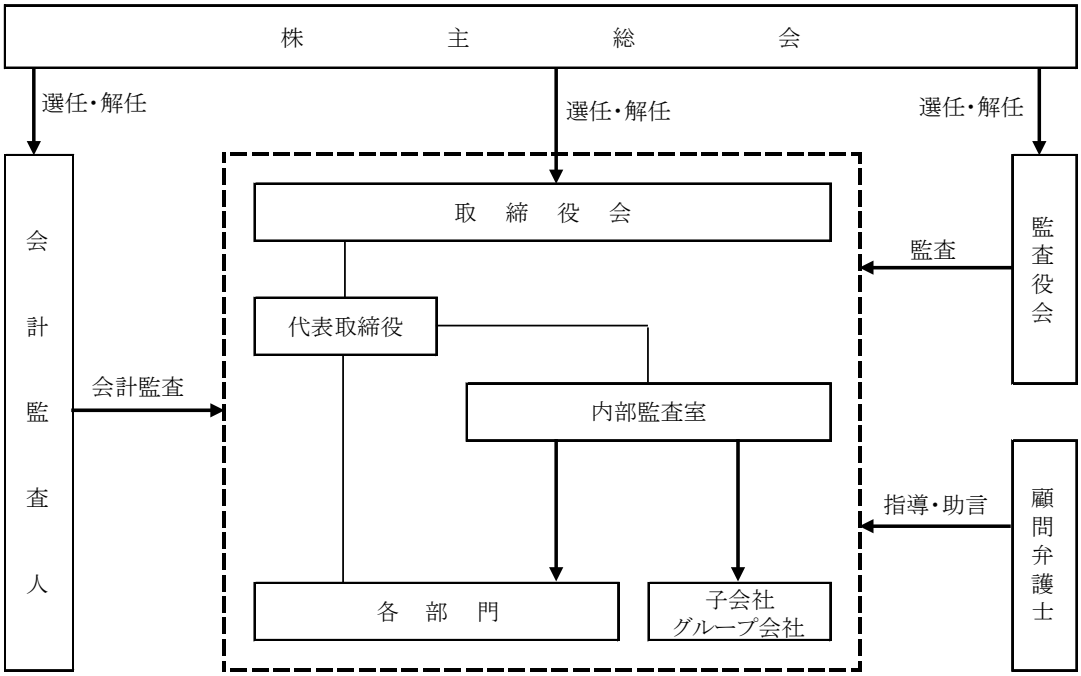
当社では、総合企画本部長を情報取扱責任者とし、その管理下において総合企画本部が東京証券取引所への開示責任部署となり、適時開示に係る社内体制の整備に努めてまいります。

1. 重要な事実の把握･報告について
各部門及び子会社･グループ会社の責任者は、開示に関する事項が発生、または予想された時点で、直ちに総合企画本部に報告する事としております。

2. 重要事実の適時開示について
総合企画本部は必要な情報･資料を収集し事実関係を迅速に把握した上で、情報取扱責任者と協議し、適時開示規則に従い開示の必要性の要否を検討します。適時開示を要する場合には、取締役会での意思決定等を経て、速やかに適時開示が行われます。

3. 適時開示情報の管理体制等について
適時開示情報の管理にあたっては、内部情報管理規程に基づいて情報管理を行うとともに、株券等の売買規制を実施しております。
なお、開示資料は、必要に応じて会計監査法人等の第三者からの助言、指導を受けて作成しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図)】

